

短期入所生活介護サービス説明書

当事業所は、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容について次の通り説明します。

1 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人 泉正会
代表者氏名	理事長 渡井 克正
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒252-1114 神奈川県綾瀬市上土棚南1-11-20 0467-70-1888
法人設立年月日	平成7年9月26日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	スプリングガーデン瀬谷
介護保険指定 事業所番号	1473400552
事業所所在地	〒246-0035 横浜市瀬谷区下瀬谷1-27-25
連絡先	045-304-0241
通常の実施地域	横浜市瀬谷区、泉区、旭区、大和市、藤沢市、綾瀬市
利用定員	5名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	ご利用者の意思を尊重し、その人らしく生活できることを目指します。常にご利用者の立場に立って、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とします。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・ご利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活の援助を行います。・地域福祉の向上に配慮し、関係各所と密接な連携を図ります。

(3) 事業所の職員体制

管理者	施設長 石川 友紀
-----	-----------

職 種	人 員	職務の内容
管理者	1名	施設の業務を統括する
相談員	常勤兼務1名	利用者への生活相談、サービスの企画実施を行う
介護職員	常勤兼務35名以上 非常勤1名以上	利用者への日常の介護を行う
看護職員	常勤兼務4名以上	利用者への診療の補助、看護及び保健衛生管理を行う
機能訓練指導員	常勤兼務1名	利用者に必要な機能訓練及び機能訓練の指導を行う
管理栄養士	常勤兼務1名	利用者への栄養管理を行う

(令和6年8月1日現在)

サービス提供責任者

サービス提供の責任者は、次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名： 内藤 淳 連絡先（電話）： 045-304-0241

3 提供するサービスの内容等について

(1) 提供するサービスの内容について

サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

①「短期入所生活介護サービス」は、事業者が管理運営する施設に短期間入所していただき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。サービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行います。

②サービス提供にあたっては、「短期入所生活介護計画書」に沿って計画的に提供します（ただし原則として入所期間が4日以上となる場合に限りです）。

(2) 短期入所生活介護従業者の禁止行為

短期入所生活介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護する

ため緊急やむを得ない場合を除く)

⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4 利用者負担金

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	529	5,755円	576円	1,151円	1,727円
要支援2	656	7,137円	714円	1,428円	2,142円
要介護1	704	7,659円	766円	1,532円	2,298円
要介護2	772	8,399円	840円	1,680円	2,520円
要介護3	847	9,215円	922円	1,843円	2,765円
要介護4	918	9,987円	999円	1,998円	2,997円
要介護5	987	10,738円	1,074円	2,148円	3,222円

(2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
機能訓練体制加算	12	130円	13円	26円	39円	1日につき
個別機能訓練加算	56	609円	61円	122円	183円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	195円	20円	39円	59円	1日につき
送迎加算	184	2,001円	201円	401円	601円	送迎を行った場合(片道につき)
緊急短期入所受入加算	90	979円	98円	196円	294円	1日につき(7日間を限定)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	239円	24円	48円	72円	1日につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 140/1000	左記の単位数×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

- ※ 機能訓練体制加算は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を配置している場合に算定します。
- ※ 個別機能訓練加算は、理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を行った場合に算定します。
- ※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

- ※ 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。
- ※ 緊急短期入所受入加算は、居宅サービス計画において計画的に位置づけられていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、7日間を限度として算定します。また、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日間を限度とします。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して短期入所生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。
介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価（2級地 10.88 円）を含んでいます。

(3) その他の費用

①食費・居住費

食費は、1日につき1,830円（ただし、朝食500円、昼食600円、夕食580円、おやつ150円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとします。）

入所者 負担段階	居住費（滞在費）	食費	合計
	負担限度額	負担限度額	入所者負担額
第1段階	880 円／日	300 円／日	1,120 円／日
第2段階	880 円／日	600 円／日	1,420 円／日
第3段階①	1,370 円／日	1,000 円／日	2,310 円／日
第3段階②	1,370 円／日	1,300 円／日	2,610 円／日
第4段階	2,030 円／日	1,830 円／日	3,800 円／日

- ※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

②その他必要に応じて掛かる費用

理美容代	カット	2,200 円
	顔そり	1,100 円
	毛染め	5,300 円
	パーマ	6,300 円
クラブ活動費 レクリエーション費	ご利用者の希望により実施した場合 実費	

利用者負担金は、サービスを提供した翌月の27日に、ご指定の金融機関の口座から引き落とし、又は毎回現金でお支払いいただきますので、よろしくお願いいたします。

5 サービスの中止

- (1) 利用者がサービスの利用の中止（キャンセル）をする際には、すみやかに前記のサービス提供責任者までご連絡ください。 ・連絡時間：午前9：00～午後6：00
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合（入所期間の途中で退所する場合を含む）には、できるだけ利用予定日の前々日までにご連絡ください。前日又は当日の中止については、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）。
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 期	キャンセル料	備 考
利用予定日の前々日まで	無 料	
利用予定日の前日まで	利用者負担金(費用の1割)の50%	
利用予定日の当日	利用者負担金(費用の1割)の100%	

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	相談員 内藤 淳
-------------	----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8 衛生管理等

(1) 短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9 緊急時・事故時の対応方法

従業者は、指定短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者の身体の状況に急変が生じた場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族に連絡し、その状態に応じて協力医療機関への連絡を行うなど、適切かつ必要な措置を講ずると共に管理者に報告するものとする。

10 非常災害対策

事業者は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災・避難に関する計画を作成します。非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練等を行います。

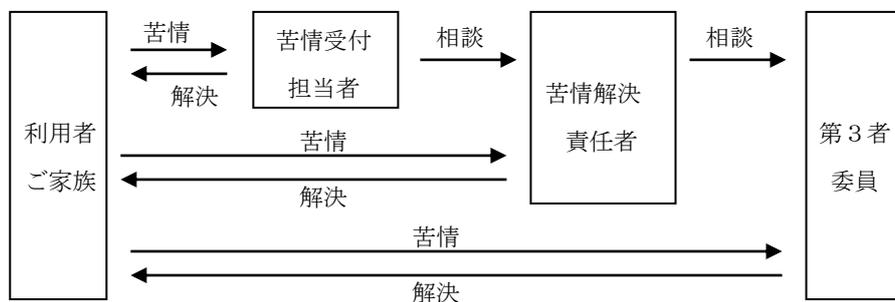
11 サービス内容に関する苦情等相談窓口

- サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応します

当事業所お客様相談窓口	窓口担当者	内藤 淳
	解決責任者	石川 友紀
	電話番号	045-304-0241
	FAX番号	045-304-0242

- 公的機関においても次の場所において苦情の申し出が出来ます

瀬谷区役所保健福祉センター	所在地	横浜市瀬谷区二ツ橋町190
	電話番号	045-367-5717
	FAX番号	045-364-2346
横浜市健康福祉局 高齢施設課	所在地	横浜市中区本町6-50-10
	電話番号	045-671-3923
	FAX番号	045-641-6408
神奈川県国民健康保健 団体連合会（国保連）	所在地	横浜市西区楠町27番地1
	電話番号	045-329-3447



12 その他

サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

サービス契約に当たり上記のとおり説明します。

令和 年 月 日

(事業者) 事業者 スプリングガーデン瀬谷

説明者 内藤 淳 ㊞

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

(利用者) 氏 名 _____ ㊞

(代理人) 氏 名 _____ ㊞